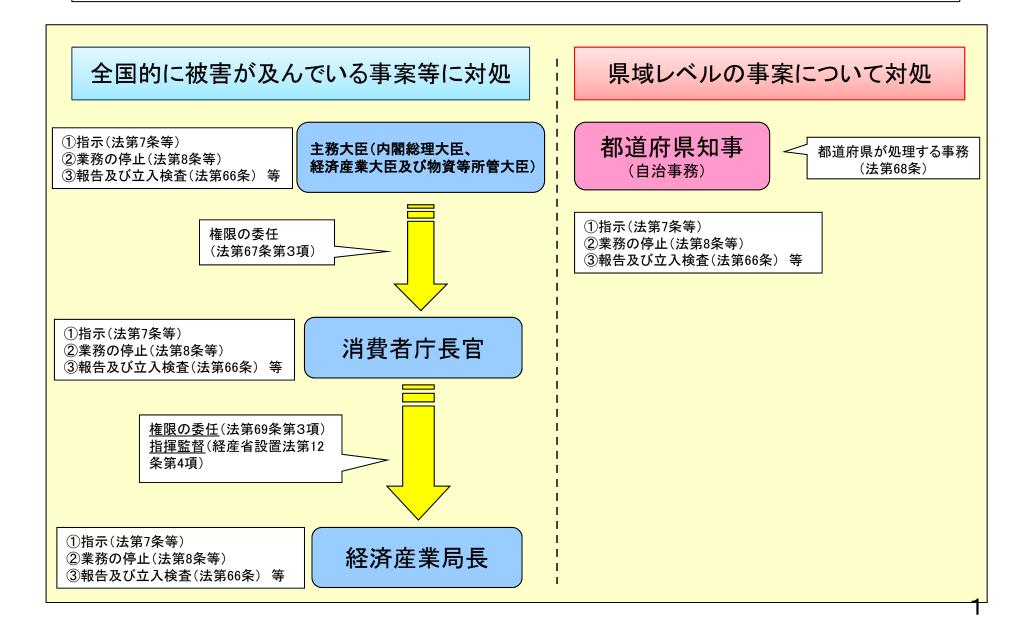
特定商取引法の執行について

2010年10月8日(金) 消費者庁取引·物価対策課 ○ 特商法の執行は、国(消費者庁長官、各経済産業局長)と都道府県知事がそれぞれの役割分担のもと執行。



特定商取引法の執行件数

- 〇 近年、累次の特商法の改正も基礎に、執行件数は大きく増加。
- 国による執行件数は、平成21年度に過去最高に。
- 〇 消費者庁設立後も経済産業局と一体となって、着実に執行。

特商法に基づく行政処分の件数

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
玉	16	35	30	40	37	48	31
都道府県	24	45	54	140	104	90	46
合計	40	80	84	180	141	138	77

※ 平成22年10月1日現在

特商法に基づく行政処分の件数(消費者庁設立後)

年度	平成21 (9月以降)	平成22 (10月1日現在)	合計		
消費者庁	4	23	27		
経済産業局	22	8	30		

・特定商取引法違反に基づく処分件数の推移(平成22年10月1日現在)(単位:件)

年度	平成8 平成8		成9 平成10		平成11		平成12		平成	ऐ 13	平成	14	平原	戈15	平原	戊16	平原	戊17	平原	戊18	平成	19	平原	戊20	平月	戉21	平成22		·計	年度		
十尺	(19	996)	(19	97)	(19	98)	(19	99)	(2000)		(200	01)	(200)2)	(20	03)	(20	04)	(20	05)	(20	06)	(200	7)	(20	08)	(20	009)	(2010)		ĒΙ	十尺
処分内容	業 命務 令停 止	指示	業 命務 令停 止	指示	業 命務 令停 止	指示	業 命務 令停 止	指示	業 命務 令 止	指示	業 命務 令停 止	指示	業命等	指示	業 命務 令 止	指示	業 命務 令 止	指示	業 命務 令停 止	指示	業 命務 令停 止	指示	業 命停止	指示	業 命務 令 止	指示	業 命務 令停 止	指示	業 命務 特 令停 止	業 命務 令停 止	指示	処分内容
合計		2	9)	1	3	7	7	4	4	20	20		25 26		6	4	0	8	0	8	4	180		141		138		77	8-	46	合計
国	0	2	1	8	0	12	0	5	0	0	1	12	2	7	0	7	10	6	22	13	25	5	34	6	26	11	25	23	15 16	161	133	玉
都道府県	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4	0	7	0	16	0	19	0	24	3	42	11	43	79	61	87	17	75	15	35 11	290	262	都道府県
北海道																1		1			3	3	6	4	9		5		4	27	9	北海道
青森 岩手																				1	1	2	1	1	2	1				3	9	<u></u> 青森 岩手
宮城												1								2			ı	4		ı	1			1	1	宮城
秋 田																				2	1	2			1		1	1	1	4	5	秋 田
山形																									1				1	2	0	山形
福 島 茨 城																							1	1	3	1	3	1	2	7	3	福 島 茨 城
栃木																							1		2		3		1	1 7	1	栃木
群馬																									2					1 2	1	群馬
埼 玉																1		2		5		2	3	3	5	2	16		11	1 35	17	埼 玉
千葉						-						0		0		10		1	4	1		2	3	10	1	0	2		0	6	4	千葉
東京神奈川						I						3		9		10		9	I	8	4	13	26	18	27 9		15 4	3	8 2	7 81 18	84 13	東 京 神奈川
新潟														1								1	1		J			1		1	3	新潟
富山																							1	1						1	1	富山
石川																		3		2		2	1							1	7	石川
福 井 山 梨														1		1				1			1	1						0	7	福 井 山 梨
長野														-		<u>'</u>				1				4				1		0	1	長 野
岐阜																						1	3	1	1		2			6	2	岐阜
静岡								2		3		3		4		4		3	2	4		5	6		2		2		2	14	30	静岡
愛知																1		1		1		2	2		2		2			6	5	愛 知
三 重 滋 賀																				2		1	1	2	2		1			2	0 5	三 重 滋 賀
京都																				2		ı	3	2	1		2	1		6	3	京都
大 阪																				1		2	5	4	4	2	3			12	11	大 阪
兵 庫																				1		1	3	3	1		2	1		6	6	兵 庫
奈 良																							1	2						1 0	2	奈良
<u>和歌山</u> 鳥 取																														0 0	0	和歌山 鳥 取
島根																		1		1										0	2	島根
岡山																								2	2		1			3	2	岡山
広 島																				1			1		1		1			3	1	広島
一山口																							1							0	0	山 口 徳 島
																					1		4	3	4	2	3		2	14	5	
愛媛																					1			1	·				_	1	1	愛媛
高 知																										1	1			1	1	高 知
福岡																				2				1		1	2			2	4	福岡
佐 賀 長 崎										1										2				1	1	1	1		1	3	3	佐 賀 <u></u> 長 崎
熊本																		1		2		1					1			1	5	熊 本
大 分																		•		1										0	1	大 分
宮崎																														0	0	宮崎
鹿児島																									1					1	0	鹿児島
沖 縄																								1						0] 1	沖 縄

特定商取引法の執行体制強化に向けた取組(消費者庁・経済産業局)

- 1 平成 23 年度機構・定員要求における増員要求
- 処分に向けた調査(消費者聴取や立入検査など)を担当する消費者取引対策官などの増員を要求(15 名増)
- 〇 経済産業局についても増員を要求(20 名増)

2 処分に向けた調査を行う法執行補助職員の増員 (8名増) に係る 経費を予算要求

「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく取組 (特定商取引法執行関係)

|1 法執行を担う体制整備と人材強化|

(1) 都道府県からの行政実務研修員の受入れ

- 端緒から処分まで一連のプロセスを一通り経験してもらうこと を目的とし、都道府県からの行政実務研修員を受入れ。
 - 都道府県の事情にも応じ多様な期間で受入れ
- 〇 これまで、経済産業局等のルートを通じ、三重県、岐阜県より 研修員を受入れ。
- 〇 23 年度以降における更なる受入れを目指し、ブロック会議(後述)の場を活用したり経済産業局の協力を得つつ、都道府県に要請していく。

(2)執行担当職員等への研修の充実

(執行専門研修)

- 〇 ケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図った「執 行専門研修」を本年6月21~25日に開催。(於:国民生活センター相 模原研修所)
 - ・ 日ごろ執行実務を担っている消費者庁担当官より説明(消費者聴取や立入検査のロールプレイングで実務上の注意点を指摘、警察経験者から講義)
 - 実際の事例をもとにグループワークを行い消費者庁担当官より講評
- 〇 全国の都道府県、経済産業局等から約 100 名が参加。

(法令研修)

- 〇 執行を行うに必要な法令解釈スキルの向上を目的とした「法令研修」を本年9月13~15日に開催。(於:国立オリンピック記念青少年総合センター)
 - ・ 執行の際にポイントとなる法解釈や行政訴訟等への対応について消費 者庁担当官より説明
 - 警察庁による講義や、弁護士による判例動向等の講義
- 〇 全国の都道府県、経済産業局等から約80名が参加。

(3)国(消費者庁・経済産業局)との連携・協力の強化

○ 経済産業局において都道府県が行う立入検査に立ち会うなどにより、都道府県担当者に執行のノウハウを伝播。

2 国と地方などの連携の強化

(1)連携のための「場」づくり

- 〇 消費者庁幹部と地方公共団体幹部の交流を図る場として、本年 秋頃から全国6ブロックで「消費者行政ブロック会議」を開催。
- 〇 当該ブロック会議において、地方消費者行政活性化の取組に加 え、法執行強化に向けた取組について情報交換や意見交換を行う。

(2)情報の「ネットワーク」の強化

○ 国(消費者庁・経済産業局)や都道府県の過去の執行事例や調査中の事案、消費者庁が蓄積している法解釈事例を「特商法・割販法執行NET」に掲載し、国と都道府県との間で情報を共有。